

## 平成20年度公共工事に係る入札・契約制度の改正について

公共工事に係る入札契約制度の競争性、公正性を確保しつつ、地域に貢献する地元建設企業の受注機会を確保するため、平成20年度から次のとおり入札契約制度を改正します。

### 1 一般競争入札の地域要件の見直しについて

- ・ 1億円以上3億円未満の工事の地域要件を、県東部（富山土木センター・新川土木センター）及び県西部（高岡土木センター・砺波土木センター）とする。  
ただし、工事の種類などにより、応札可能な企業数が確保できない場合は、全県に拡大する。

### 2 ペナルティの強化

#### (1) 指名停止期間の延長

- ・ 県内工事に係る談合等の不正行為については、12月以上の指名停止とする。

#### (2) 違約金特約の額（損害賠償金の予約率）

- ・ 談合の抑止力を強化するため、違約金特約の額を契約額の20%に引き上げる。

### 3 総合評価方式の試行

- ・ 平成20年度は、事務の効率化、迅速化に取り組むとともに、対象工種を限定せず、100件程度の試行を行う。

### 4 地域貢献企業を優先した発注方法の導入について

- ・ 地域に密着した2千万円未満の工事のうち、技術的課題の少ない工事の一部について、災害協力や除雪実績を有する地域貢献企業を優先的に競争入札の対象とする発注方法を導入する。